

## 第13 住民投票の実施機関、投票及び開票に関する事務等

### 基本的な考え方

- 1 住民投票の実施機関は、市長とする。
- 2 住民投票を実施するに当たり、具体的に発生する事務の全てを市長が行うことは、困難であり、効率性の観点からも現実的ではない。  
そのため、一部事務（住民投票の投票及び開票に係る事務等）については、選挙管理委員会への委任（及び補助執行）が必要となる。

### 市民検討懇話会での議論・検討内容

#### 1 住民投票の実施機関と事務の委任

住民投票を実施するために、新たに選挙管理委員会の所掌事務や権限を創設することは、地方自治法第138条の4第1項の規定により困難である。そのため、条例における住民投票の実施機関については、市長とすることが適当である。しかし、全ての事務を市長が行うことは困難であり、効率性の観点からも現実的ではない。

選挙管理委員会は、地方自治法による直接請求における署名簿の審査、選挙人名簿の調製、選挙の投票及び開票に係る事務といった選挙事務に関する実績と経験がある。そのため、住民からの住民投票の請求に係る署名審査、住民投票の投票及び開票に係る事務、住民投票の投票資格者名簿に係る事務等については、選挙管理委員会が一定程度の住民投票の事務を執行することが現実的であり、かつ、適当である。

市長を住民投票の実施機関とした上で、その事務の一部を委任（及び補助執行）の方法により選挙管理委員会に行わせることは、地方自治法上、可能である。

選挙管理委員会に委任（及び補助執行）する事務については、署名審査から投開票の事務まで広範にわたり、相当な作業量が見込まれる。そのため、条例上の執行機関は市長であるものの、具体的に市長が行う事務と選挙管理委員会が行う事務とを整理し、一部の事務については双方の協議を経て選挙管理委員会に委任（及び補助執行）することとなる。

#### 2 住民投票を行う場合に具体的に発生する事務

##### (1) 住民投票に係る請求代表者証明書等の交付申請手続

住民が住民投票の請求を行う場合には、一定数の署名を収集する必要がある。そのため、住民は、市に対して住民投票に係る請求代表者証明書等の交付申請手続が必要となる。請求代表者証明書は、請求代表者の資格、住民投票の対象事項等についての審査を経て、申請の要件に適合しない場合を除き、交付されることとなる。

地方自治法による直接請求における請求代表者証明書等の交付申請手続については、その後の手続において住民投票が予定されているもの（議会の解散請求、議員の解職請求及び長の解職請求）にあつては選挙管理委員会が行うものである。そのため、住民投票に係

る請求代表者証明書等の交付申請手続についても同様に、選挙管理委員会が行うことが適当であるという整理が考えられる。

その一方、住民投票の対象事項等についての判断については、選挙管理委員会に委任するのではなく、住民投票を最終的に総轄する市長が行うという整理も考えられる。

**(参考) 直接請求における請求代表者証明書等の交付申請手続を行う執行機関**

**(その後の手続において住民投票が予定されていないもの)**

- 条例の制定改廃請求及び主要公務員の解職請求の場合 市長
- 監査の直接請求の場合 監査委員

**(2) 住民からの住民投票の請求に係る署名審査**

地方自治法による直接請求における署名簿の審査、署名の効力の決定等については、選挙管理委員会が行うものである。そのため、住民からの住民投票の請求に係る署名審査についても同様に、選挙管理委員会が行うことが適当である。

**(3) 住民投票の請求の受理**

住民投票の請求権者（住民、議会）は、住民投票の請求を行う場合に必要な書面等を提出することとなる。

地方自治法による直接請求における請求の受理については、その後の手続において住民投票が予定されているものにあつては選挙管理委員会が行うものである。そのため、住民投票の請求の受理についても同様に、選挙管理委員会が行うことが適当であるという整理が考えられる。

一方、住民投票の対象事項等についての判断については、選挙管理委員会に委任するのではなく、住民投票を最終的に総轄する市長が行うという整理も考えられる。

**(4) 住民投票の投票資格者名簿に係る事務**

住民投票において投票を行うためには、投票人に投票資格があるかどうかを確認するため、あらかじめ投票資格者名簿を調製する必要がある。これは、選挙において、選挙人名簿が調製されることと同様である。

住民投票を実施する場合には、新たに投票資格者名簿を作成する必要がある。住民投票の投票資格者名簿に係る事務については、選挙人名簿の調製等に精通している選挙管理委員会が行うことが適当である。

**(5) 住民からの住民投票の請求に必要となる署名数の告示**

地方自治法による直接請求に必要となる署名数は、公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日後直ちに選挙管理委員会が告示をするものである。住民からの住民投票の請求に必要となる署名数の告示についても、投票資格者名簿の調製と密接に

関わっていることから、選挙管理委員会が行うことが適当である。

#### (6) 住民投票期日の決定及び告示

公職選挙法による選挙期日並びに地方自治法による直接請求における議会の解散並びに議員及び長の解職による投票の期日の決定及び告示については、選挙管理委員会がこれを行うものである。そのため、住民投票期日の決定及び告示についても同様に、選挙管理委員会が行うことが適当であるという整理が考えられる。

一方、住民投票期日の決定及び告示については、選挙管理委員会に委任するのではなく、住民投票を最終的に総轄する市長が行うという整理も考えられる。

#### (7) 住民投票の投票及び開票に係る事務

公職選挙法における普通地方公共団体の選挙に関する規定は、地方自治法による直接請求における解散及び解職の投票に準用されている。また、常設型の住民投票制度を設けている他市町村においても、投票や開票に関する事務について公職選挙法の準用規定を設けている。これは、投票及び開票に関する事務については、選挙の手續を基本として行われることを想定していることによるものと考えられる。

公職選挙法における選挙制度は、住民にも十分に理解されているものと考えられる。また、選挙管理委員会は、選挙制度で確立された方法を基本として、投票及び開票に係る事務を効率的に実施しているものと考えられる。

選挙制度においては、有権者の利便性に配慮し、選挙の当日に仕事や旅行、その他の事情により投票所に行くことができない人のために、期日前投票や不在者投票を行うこととしている。住民投票制度においても、可能な限り選挙制度と同様の仕組みにより、住民投票の機会の確保に配慮する必要があると考えられる。

住民投票の投票及び開票に係る事務については、これらの事務に精通している選挙管理委員会が行うことが適当である。

#### (8) 住民投票運動についての指導等

公職選挙法による選挙における選挙運動及び政治活動についての指導や疑義に対する回答については、選挙管理委員会が対応している。規制の考え方によるものの、住民投票の住民投票運動への対応についても、選挙の場合と同様に選挙管理委員会が対応するという整理が考えられる。

一方、住民投票における住民投票運動についての規制の考え方については、公職選挙法における考え方とは別に市長が決定したものであることから、市長が対応するという整理も考えられる。

#### (9) 情報提供

投票の際の賛否の判断材料となる情報提供については、基本的には市長が行うことにな

ると考えられる。また、事務の一部については、効率性及び中立性の観点から、選挙管理委員会が行うことも考えられる。

投票日、投票所、投票方法等の周知及び住民投票に関する具体的な啓発については、選挙の場合と同様の手法が想定される。そのため、選挙管理委員会が行うことが適当である。

#### (10) 住民投票公営に係る事務

選挙においては、公職選挙法による選挙公営制度により、国又は地方公共団体が候補者等の政見等を国民に周知し、また、選挙運動費用の一部を負担している。仮に、住民投票において具体的な住民投票公営を行う場合、選挙公営に係る事務と同様、選挙管理委員会が行うことが適当である。

#### (11) 投票結果の通知、告示等

住民投票の投票及び開票に係る事務の終了後、投票結果を市民や議会に公表することは、住民投票を最終的に総轄する市長が行うことが適当である。

※ 最終的にどの事務を選挙管理委員会に委任（及び補助執行）するのかについては、市長、選挙管理委員会を含めた庁内における協議を経て決定されることとなる。